

未就学のお子さんが2人以上いらっしゃいますか？

申請し承認されると下記の対象事業での利用料が軽減補助されます。

どこにも在園して
いないお子さん



対象事業

- ・一時預かり保育
(市内認可保育施設)
- ・ちょこっと預かり保育
- ・定期利用保育

幼稚園在園児



対象事業


- ・幼稚園、認定こども園
(幼稚園機能)の預かり
(延長)保育

保育施設等在園児



対象事業

- ・病児保育室
「はぐみ」
- ・病後児保育室
「くろーばー」

対象児童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の 未就学児のみを 対象とした第2子及び第3子以降のお子さんが対象。	
申請手続き	電子申請 	窓口申請 市役所1階17番窓口にて申請 本人確認書類をお持ちください。
負担軽減対象費用	当該事業施設に支払う費用「利用料金」※飲食物及び延長料金等は除く	
負担軽減補助額	◆第2子のお子さんは、利用料金1/2免除 ◆第3子以降のお子さんは、利用料金免除	
負担軽減補助期間	令和6年4月1日以降(承認日)～令和7年3月31日まで ※対象事業ご利用前に承認を受ける必要がありますので、余裕をもって申請してください。 ※承認日以前のご利用については、補助対象外となります。 ※令和5年度に申請した方も、改めて令和6年度の申請が必要です。	

【お子さんが4人いるご家庭の場合】 ※この制度は未就学のお子さんからカウントします。

年齢	7歳 (小学生)	5歳 (所属あり)	3歳 (所属あり)	0歳 (所属なし)
兄弟姉妹順	第1子	第2子	第3子	第4子
補助対象		第1子	第2子	第3子

補助対象

二次元コードから
ホームページが
ご覧いただけます。



※所属ありは、幼稚園、保育施設等に入所しているお子さんです。



といあわせ

子ども育成支援課地域支援係

昭島市役所1階17番窓口 Tel.042-544-4190(直通)

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時